

神奈川県自治会館の管理等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県自治会館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治の発展振興に資するための施設として、公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「協会」という。）は、神奈川県自治会館（以下「会館」という。）を横浜市中区山下町75番地に設置する。

(使用者の範囲)

第3条 会館を使用することができる者及び使用することができる場合は、その使用する施設の種類の応じ、次に定めるところによる。

- (1) 事務室及び倉庫 公共的団体及び公共団体で、公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める団体が、その事業の実施に伴う事務を取り行う場として使用するとき。
- (2) 会議室 公共的団体及び公共団体又は理事長が適当と認める者が、地方自治行政等に関する研修会、講習会または講演会等に使用するとき。
- (3) 駐車場 理事長が適当と認めたものが使用するとき。

(休館日等)

第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
 - (4) その他理事長が必要があると認めた日
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号に掲げる日のうち、理事長が特に必要があると認める日については、会館を使用させることができる。

(会館の使用時間)

第5条 会館の使用時間は、午前9時から午後5時とする。ただし、理事長が必要があると認めるときは、使用時間を延長し、又は短縮することができる。

(賃貸借契約及び使用の承認)

第6条 第3条第1号の事務室及び倉庫等を使用しようとする公共的団体及び公共団体で理事長が認める団体は、協会と賃貸借契約を締結するものとする。

- 2 第3条第2号の会議室を使用するものは、あらかじめ理事長の承認を受け、使用の予約をしなければならない。
- 3 理事長は、前2項の規定により賃貸借契約をしようとする者及び使用の承認を受けようとする者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、賃貸借契約の締結又は使用の承認を行わないことができる。
 - (1) 会館における秩序を乱し、他の使用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき
 - (2) 施設及び設備を損傷する恐れがあるとき

(3) その他使用させることが、会館の管理上支障をきたす恐れがあると認められるとき
(賃借料)

第7条 使用者は、理事長が別に定める賃貸借契約に基づく賃借料及び会議室の使用料を納めなければならない。

(賃借料の減免)

第8条 理事長は特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、賃借料を減免することができる。

(賃借料以外の経費負担)

第9条 事務室の利用者は、第7条に規定する賃借料のほか、光熱水費、電話料及び清掃その他施設の維持管理に要する経費を、理事長が別に定めるところにより収めなければならない。

(賃借料以外の経費負担の減免)

第9条の2 理事長は特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、賃借料以外の経費負担のうち、神奈川自治会館の管理等に関する規程施行細則(昭和61年12月1日細則第2号)第3条第3号の経費について減免することができる。

(目的外使用、権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、施設を賃貸借契約の目的若しくは承認された目的以外の目的に使用し、又は賃借権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(賃貸借契約の解除等)

第11条 理事長は、使用者が第6条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき、前条の規定に違反したとき、又は使用者の事由により契約の解除を申し入れられたときは、賃貸借契約を解除し、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

2 理事長は、災害その他やむを得ない理由により会議室の使用ができなくなった場合、または、使用できなくなる可能性が大きくなった場合にあつては、会議室の使用の予約を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。(以下「使用の取消し等」という。)

(損害賠償)

第12条 使用者が、故意又は過失によって会館の施設等を損傷又は滅失したときは、その損害について賠償しなければならない。

2 協会は、自然災害等により使用者がこうむった損害及び前条の規定による賃貸借契約の解除、若しくは会議室の予約の取消し等により使用者がこうむった損害については、賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、会館への立ち入りを拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 秩序又は風俗を乱す恐れがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼす言動をし、又は他人の迷惑となる物品を携行する者

(委任)

第14条 この規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日からの受付分（7月1日からの使用分）から適用する。